

## 社会福祉法人足立邦栄会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足立邦栄会（以下「法人」という。）の定款8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人の苦情対応規程に定める第三者委員（以下「第三者委員」という。）及び評議員選任・解任委員会運営細則に定める評議員選任・解任委員会委員（以下「評議員選任・解任委員」という。）に対する報酬等に関しても、この規程を準用する。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 理事会又は評議員会に出席した非常勤の役員等に対しては、別表に定める報酬を支給することができる。

2 理事会又は評議員会がテレビ会議、電話会議を含む一堂に会するのと同等の相互に十分議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支

給することができる。

- 3 理事会又は評議員会が法人定款又は法人定款細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項に定める報酬の半額を支給することができる。
- 4 評議員会に出席した役員に対しては、別表に定める報酬を支給することができる。ただし、第3項の方法によって評議員会が開催された場合は、報酬を支給しない。

(役員等の勤務報酬等)

- 第5条 非常勤の役員等が理事会又は評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支給することができる。
- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支給することができる。
  - 3 第1項、第2項にかかわらず常勤の理事に対して、別表により報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 第4条、第5条第1項及び第2項に規定する非常勤の役員等の報酬は、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 2 第5条第3項に規定する常勤の理事に対する報酬は、法人給与・退職金規程第7条に準じて支給する。
  - 3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費等を支給することができる。
- 2 役員等が職務の遂行あたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(第三者委員及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

- 第8条 第三者委員及び評議員選任・解任委員がその職務に従事したときは、前各条に準じる報酬及び費用を支給することができる。
- 2 第三者委員が法人におけるサービス向上、利用者の権利擁護を図る上で必要な日常状況把握の目的で、理事会または評議員会を傍聴したときは別表により報酬を支給

することができる。

3 第三者委員が理事会および評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表により報酬を支給することができる。

（公表）

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けて行なう。

附 則

この規程は、平成13年1月23日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 役員等に対する報酬支給基準

別表1（理事会及び評議員会の出席報酬日額）

名 称	報酬の額
理事会・評議員会出席報酬	8,000円
決議省略の場合	4,000円
役員等の勤務報酬	10,000円
監事監査指導報酬等	12,000円
苦情対応第三者委員	10,000円
評議員選任・解任委員の勤務報酬	8,000円

別表2（常勤理事の報酬月額）

役職名	勤務日数	報酬の額
理事長 常務理事 理事	週5日	500,000円
	週4日	400,000円
	週3日	300,000円
	週2日	200,000円
	週1日	100,000円

注1 報酬総額は、定款又は評議員会の決議により定められている。

2 報酬支給基準は、評議員会決議による。

3 別表1の支給額は、報酬より当該年度の給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の適用し、源泉徴収後の金額となる。

4 別表2の支給額は、報酬より法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した金額となる。